

蒲郡市立学校の体育施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年蒲郡市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、蒲郡市立学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(学校開放事務担当者)

第2条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校開放事業の実務と運営の円滑化を図るため、学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）及び教育委員会に学校開放事務担当者を置き、開放する体育施設（以下「開放施設」という。）の貸出し手続と開放施設の利用者（以下「利用者」という。）の連絡調整を図るものとする。

(開放施設等)

第3条 教育委員会は、開放施設、開放する種目及び規則第6条の規定により登録を受けた団体が登録を受けていない団体と練習試合等を実施することの可否は、開放校の校長と協議の上、別に定めるものとする。

(登録の有効期限)

第4条 規則第6条に規定する学校体育施設利用登録証の有効期限は、交付の日から当該年度末までとする。

(利用券の交付等)

第5条 教育委員会は、規則第10条に規定する光熱費の実費相当額（以下「実費相当額」という。）が納入されたときは、実費相当額を納入した利用者に対し、学校開放照明利用券（第1号様式）又は学校開放冷暖房利用券（第2号様式）（以下これらを「利用券」という。）を交付するものとする。

2 利用者は、設備を利用したときは、教育委員会に利用券を提出しなければならない。

(実費相当額の還付)

第6条 利用者は、利用券を使用しなくなったときは、学校開放設備利用料還付申請書（第3号様式）により、当該利用券に係る実費相当額の還付を受けることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(三谷水産高等学校体育施設開放事業実施要綱の廃止)

- 2 三谷水産高等学校体育施設開放事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5条第3項の規定により交付された学校開放照明利用券は、改正後の第5条第3項の規定により交付された学校開放照明利用券とみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

No. 学校開放照明利用券 円	No. 学校開放照明利用券 円
蒲郡市教育委員会	

第2号様式（第5条関係）

No. 学校開放冷暖房利用券 円	No. 学校開放冷暖房利用券 円
蒲郡市教育委員会	

第3号様式（第6条関係）

学校開放設備利用料還付申請書

年 月 日
様

団体名

申請者 責任者氏名

住所

電話番号

学校開放設備利用料を還付くださるよう利用券を添えて申請します。

還付金額	円		
申請理由			
還付方法	1 現金 2 口座振込		
	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	本店・支店
	口座名義人		
	預金種目	普通・当座	口座番号
備考			